

## 海浜空間における松林の景観管理に関する研究

## —(その1)「気比の松原」における名勝指定までの管理内容と景観評価との関連性—

## A Study of Spectacle Management of Pine Woods Coastal Space

## —(Part. 1) Relations Between the Management and the Spectacle Value until “Kehi-no-matsubara” was Specified as “Meisho”—

○佐藤隆二<sup>1</sup>, 横内憲久<sup>2</sup>, 岡田智秀<sup>2</sup>, 渡辺太樹<sup>3</sup>, 鈴木伸吾<sup>1</sup>, 古原孝一<sup>1</sup>

1. 研究目的—わが国の海岸林において、その代表的な松林は、第二次世界大戦前まで人々による育成管理(松葉かき・除伐・下草刈り等)を通じて「白砂青松」に象徴される風光明媚な景観を見せていた。しかし、戦後は、人々の生活様式の変化により、松林の育成管理が希薄化したため、松林の空間は大きく変容し、このような景観は数少なくなった。そして近年では、再び風光明媚な景観を創り出そうと「ふるさと海岸整備モデル事業」や「自然豊かな海と森の整備対策事業」などの景観整備が各地で行われるようになったが、その規範や海浜を構成する景観要素の価値が明確になっていないため、松林の景観管理もおぼつかず、その結果、松林が有する本来の魅力とは大きくかけ離れた事例が少なくない状況である。

そこで、本研究では、このような整備の歯止めとなるべく、松林の景観管理の一助を導き出すため、松林における管理内容と景観評価との関連性を明らかにする。

2. 研究方法—本研究の対象地は、一般に景観が高く評価されている名勝地(文化庁指定)のうち、植林から現在まで「白砂青松」の景観が色濃く残り、日本三大松原の一つとして名高い福井県敦賀市の「気比の松原(以下「松原」)」(図-1)とする。なお、調査は、「松原」の変遷に詳しい有識者へのヒアリング調査(表-1)および文献調査である。

3. 結果および考察—表-2<sup>\*1</sup>は、「松原」が名勝指定されるまでの管理内容と景観評価との関連性を捉えるため、ヒアリング調査と資料・文献<sup>1)~13)</sup>より把握した「松原」の「管理内容」「空間状況」「景観評価」を時系列で示したものである。以降は、名勝に指定されるまでに管理形態が著しく変化した「江戸期以前」

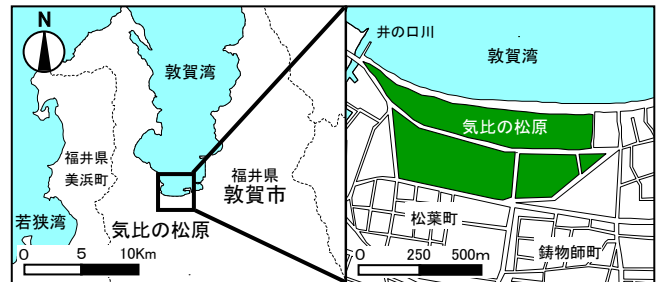


図-1 調査対象地

表-1 ヒアリング調査概要

調査日	2005年6月8日, 9月15日, 9月21日, 9月27日
調査対象者	「気比の松原」の歴史・管理に関する有識者 ①福井森林管理署(業務課) ②敦賀市役所(教育委員会文化課) ③敦賀市役所(産業経済部林務水産課) ④気比の松原を愛する会(会長)
調査内容	植林時から現在までの「気比の松原」における管理内容と景観評価についての把握

「江戸期」「明治期～昭和前期(名勝指定まで)」の3期の管理内容と景観評価との関連性を述べていく。

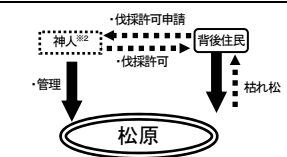
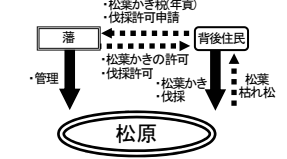

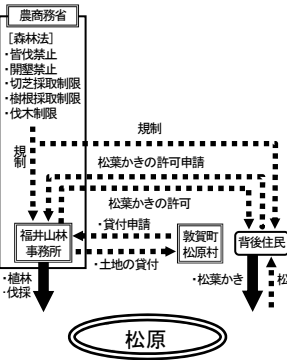

(1) 江戸期以前—「松原」は、710～784年頃にかけて成立したとされている<sup>1)</sup>。この「松原」は、表-2の管理内容に示すように1570～1573年頃に織田信長に没収されるまで気比神宮の神苑となっており、神人<sup>\*2</sup>が管理を行っていた。そのため、「松原」周辺の住民たちは、枯れ松を薪として使用するために伐採する際は、神人の許可を受けて行っていた。

このように、江戸期以前の「松原」は、神人によって管理が行われていた。

(2) 江戸期—江戸期に入ると「松原」周辺の一帯は、小浜藩領となり、「松原」は藩有林(御用木)として扱われる(表-2「管理内容」)。管理主体となった藩は、「松原」を無断な伐採などから守るために、許可のない松の伐採を禁止し、薪となる松葉を採取する際には藩への許可と納税を必要とさせた。住民<sup>\*3</sup>は、生活する上で薪が不可欠となるために、藩に許可を取り、税を納めることで松葉かきを行っていた。

1: 日大理工・学部・海建 2: 日大理工・教員・海建 3: 日大理工・院・不動産

表-2 名勝指定までの松原の管理内容と景観評価※1

松原の管理内容		松原の空間状況	松原の景観評価	その他	
管理に関する事項	管理形態(イメージモデル図)				
江戸期以前	<p>【710~784 (奈良時代)】 ・松原の成立(文献1) 【1533】 ・松原は氣比神社の神苑であったため瀬川の百姓等が母松を伐採した時は氣比神主の許可を受けた(文献2) 【~1570】 ・松原は氣比神社の神園のため氣比神主が管理を行う(文献2)</p>				<p>【1570~1573】 ・織田信長により松原が没収される【1603】 ・江戸開府</p>
江戸期	<p>【江戸初期】 ・松原が小浜藩有林となり藩の管理下となる(文献3) 【1729】 ・住民は松葉を生活の燃料とするために松葉代を払い、松葉掻きを行う(文献4) 【1841】 ・松を含む8種の御用材は伐採許可が必要となる(文献5)</p>		<p>【江戸期】 ・大幹・巨木が群生する(文献8) 【1716~1736 頃】 ・東西約890m、南北670m(文献2)</p> 	<p>【1717】 ・「山水奇観」の「北陸奇勝」に描かれる 【1853】 ・「六十余州名所図会」に描かれる【江戸後期】 ・「敦賀風景八ツツ」の中で「白鷺松晴嵐」として描かれる</p>	<p>【1868】 ・明治元年</p>
明治期~昭和前期(名勝指定まで)	<p>【1876】 ・藩有林であった松原は、山林検査に際し官有林に編入する(文献6) 【1885】 ・福井山林事務所黒川派出所(福井森林管理署の前身)が長谷村笹山に設置され、松原の管理主体となる(文献6)</p> <p>【1899】 ・松原は国有林野法により、国有林となる(文献6)</p> <p>【1908】 ・松原の東北部を借り受け、敦賀町と松原村の共同経営によって松原公園を開く(文献6)</p> <p>【1917】 ・町が松原公園の借地を返納し県営となる(文献7)</p>		<p>【江戸後期】 ・松原の幅員は約870m(文献10) 【1899】 ・台風と水害により老木などがほとんど倒れ、枯れることで荒廃が進む(文献8)</p>  <p>写真-1 1909年頃の松原(文献11)</p> <p>【1909】 ・松原の幅員東西約870m南北約650m(文献12)</p> <p>【1928】 ・国有林面積71.8ha(文献13)</p>	<p>【1874】 ・「敦賀十勝」に描かれる</p> <p>【1895】 ・白砂青松相連り更に他樹を交へず老幹蟠る如きもの(文献10)</p> <p>【1902】 ・松は翠に、砂は白く、風光明媚にして、常に雅人遊逸の地なり(文献12) 【1908】 ・老松は千態萬殊風光明媚(文献11) 【1912】 ・白砂青松 【1921】 ・白砂青松の景勝地(文献7)</p>	<p>【1886】 ・黒川派出所を廢して黒河川林區署を置く 【1897】 ・黒川派出所を敦賀町に移し、敦賀小林區署と改稱す。 【1898】 ・森林法の制定 【1899】 ・国有林野法の制定 【1902】 ・「潮害防備保安林」として指定 【1912】 ・大正元年 【1924】 ・敦賀小林區署は敦賀営林署に改稱する。 【1926】 ・昭和元年 【1928】 ・内務省から「名勝」に指定(文献7)</p>

このように、江戸期には、藩が主体となり無断な伐採や松葉の採取に対して規制をかけて管理を行うことで「松原」は守られた。それに加え、住民による枯れ松の伐採や松葉かきが結果的に間伐や雑草の生えない状態を創出し、大幹や巨木といった松が群生する空間となっていた。これにより、「松原」は多くの図会に名所として描かれることになった。

(3) 明治期~昭和前期(名勝指定まで) — 明治期に入ると藩有林であった「松原」は、1876年の山林検査により官有林に編入され、1885年に国の直轄である福井山林事務所黒川派出所(現:福井森林管理署)の主導によって、管理が行われるようになる<sup>6)</sup>。そして、1899年の国有林野法の交付にともない「松原」は国有林となり、1902年には森林法で掲げられる「潮害防備保安林」に指定されることで、福井山林事務所は防風・防潮機能維持の管理(植林や伐採)を行うようになる。また、住民は薪となる松葉採取が森林法上

で制限されているため、福井山林事務所に許可を取ることによって松葉かきを行っていた。

このように、明治期以降は、法による規制と管理主体である福井山林事務所の法に従った管理、そして住民による継続した松葉かきが行われていた。その結果、白砂青松や蟠った老松が点在する空間(写真-1)となり、そのような景観が評価されることで1928年に名勝に指定されるに至った。

【補注】  
 ※1. ヒアリング調査結果および参考文献・資料をもとに作成。  
 ※2. 神人は神社に奉仕し、その保護を得ることによって宗教的、身分的特権を有した者。国などの課役を免れ、神木・神興を奉じて強訴を行ったりした。  
 ※3. 江戸期における住民とは今浜村、鑄物師村、松中村の住民とする。  
 【引用・参考文献】  
 1) 西沢町教育委員会:『名勝「慶野松原」—名勝「慶野松原」保存管理計画書—』, 西沢町教育委員会事務局, p28, 2001. 12  
 2) 山本元:『敦賀郷土史談』, 山上書店, pp. 416~417, 1935  
 3) 敦賀市教育委員会:『図録 敦賀の文化財』, 敦賀市教育委員会, p198, 1988. 2. 25  
 4) 敦賀市史編さん委員会:『敦賀市史 史料編第五巻』, 敦賀市役所, p571, 1979  
 5) 敦賀市教育委員会:『敦賀市通史』, 名著出版, p246, 1974  
 6) 山本元:『敦賀郡誌』, 名著出版, p110, p112, p114, p747, p751, 1972  
 7) 敦賀市史編さん委員会:『敦賀市史 通史編下巻』, 敦賀市役所, pp. 336~339, 1988  
 8) 長鳴四季の敦賀調査研究誌編集委員会編:『長鳴四季の敦賀』, 長鳴四季の敦賀保存会, p. 6, 1987. 11  
 9) 敦賀市史編さん委員会:『敦賀市史 通史編 上巻』, 敦賀市役所, p225, 1985  
 10) 星清:『敦賀港 一名 景勝記』, 山上宋兵衛, p12, 1895  
 11) 齋藤真一郎:『敦賀繁昌誌』, 敦賀繁昌誌発行所, 1909  
 12) 山本元:『敦賀の沿革・敦賀名所記』, 光融館, p70, 1902  
 13) 福井県:『福井県史 資料編14』, 福井県, p821, 1989. 7